

社会福祉法人愛恵協会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛恵協会の役員及評議員選任・解任委員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは理事・評議員及び監事をいう。

(役員等の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した時には、次の報酬を支払うものとする。
なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

	報酬(1回)	備 考
理事会出席報酬	10,000円	旅費を含む

2 評議員が評議員会に出席した時には、次の報酬を支払うものとする。
なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

	報酬(1回)	備 考
評議員会出席報酬	10,000円	旅費を含む

3 評議員選任・解任委員が委員会に出席した時には、次の報酬を支払うものとする。
なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

	報酬(1回)	備 考
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円	旅費を含む

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及評議員会以外の日において、法人運営のための業務にあたった場合は別表1により報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

2 外部理事が理事会の日以外の日において理事長の命を受けて法人運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

3 評議員が評議員会の日以外の日において理事長の命を受けて法人運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

4 監事が理事会の日以外の日において理事長の命を受けて法人運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

5 評議員選任・解任委員が選任・解任委員会の日以外の日において理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

6 第三者委員は理事長の命を受けて法人のための業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

7 職員で理事を兼務している者は前条にかかわらず別表1の通りとする。

(旅 費)

第5条

役員等が、法人業務のために出張する場合は社会福祉法人愛恵協会旅費規程
に基づき支給することができる。

(改 正)

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は平成29年4月1日より適用する。

別表1

1日当勤務時間	単価	報酬額	1週間当勤務時間	単価	報酬額
2 時間	2,000 円	4,000 円	10 時間	2,000 円	20,000 円
4 時間		8,000 円	20 時間		40,000 円
6 時間		12,000 円	30 時間		60,000 円
8 時間		16,000 円	40 時間		80,000 円
4週間当勤務時間	単価	報酬額			
40 時間	2,000 円	80,000 円			
80 時間		160,000 円			
120 時間		240,000 円			
160 時間		320,000 円			

理事長報酬については、法人運營業務と施設運營業務の勤務実態の比率により支給する。
 会長の役員報酬は月額50,000円とする。(月25時間程度の業務)
 職員で理事を兼務している者は月額10,000円の役員報酬とする。

別表2

	報酬(1回)	費用弁償(1回)
理事・評議員・監事 評議員選任、解任委員等	10,000円	実費

1時間未満については支給しない。